

現状変更行為の内容	許可基準
伝統的建造物の増築若しくは改築または修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの。	行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
伝統的建造物の移転 (同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む)	移転後の伝統的建造物の位置および移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
伝統的建造物の除却	除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築または修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの。	それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
伝統的建造物以外の建築物等の移転	移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
伝統的建造物以外の建築物等の除却	除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
その他	行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。 当該行為後の建築物等または土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。